法　学　第　６５８　号
平成 28 年 10 月 17 日

各　私　立　学　校　長　様
（小・中・高・特）

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、学校図書館法第５条等において、12 学級以上の「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、法令に基づき、12 学級以上の学校には必ず司書教諭の有資格者を配置し、発令が義務づけられております。

つきましては、各学校長におかれましては、法令に基づき適切に対応なされるようお願いします。

【担当】私学振興担当　中村
電話 019-629-5041　FAX019-629-5049
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：AH0007@pref.iwate.jp